

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 中山 智香子 印

学位申請者 Achille Gildas Ndong Ntoutoume

論文名 Addressing the challenges of corporate social responsibility in Sub-Saharan Africa: the importance of the legal approach

和訳：サハラ以南アフリカにおける企業の社会的責任に関する課題に対応する一法的アプローチの重要性

本研究の目的は、サハラ以南アフリカ（以下、アフリカ）における企業の社会的責任（CSR）—特に、義務的 CSR と呼ばれるもの—の課題を検討することである。CSR は、企業が利益の追求を超えて一定の社会的責任を果たすため、自発的に行う一連の活動である。社会的責任には、顧客、クライアント、サプライヤー、従業員、地域社会など、さまざまなステークホルダーに対する企業のアプローチが含まれる。典型的には、従業員の保護、環境安全、慈善活動などがあり、NGO 活動への資金提供も含まれる。企業と社会の関係は、自発的に構築されると想定されてきた。すなわち CSR は、企業活動が活発な西側諸国において、自発的活動として発展し、理論化されてきた。

しかし、自発性を前提とした CSR の考え方は、1990 年代から変化してきた。1991 年は有名な Carroll による CSR ピラミッド・モデルが公表された年だが、同じ時期、天然資源開発を目指す多国籍企業によるアフリカ進出が顕著になった。しかし、自発的な CSR では、企業と現地の主要ステークホルダーであるホストコミュニティとの対話が進まず、多くの問題を引き起こした。結果として、地元市民社会組織から苦情—とりわけ人権侵害に関する申し立て—が頻繁に寄せられることになった。CSR プロセスの主要ステークホルダーである政府、企業、コミュニティ間の対話は、今日依然として大きな課題となっている。

こうした事態を踏まえ、ガボンやナイジェリアなどアフリカの一部諸国では、CSR の法的な規制を通じて、その改革が試みられている。本稿はそれを「義務的 CSR」と呼ぶ。両国は、上記の問題に加えて開発アジェンダを念頭に置き、その達成に向けて CSR を利用しようとしている。本論文は、こうした文脈を踏まえて、法的アプローチ、すなわち義務的 CSR の有効性と課題を明らかにする。以下、各章の内容概略を述べる。

第 1 章では、研究目的、リサーチクエスション、研究の視角を示すとともに、CSR と BHR に関する研究背景の概略を述べる。アフリカにおいて、自発的 CSR が課題に直面し、法的なアプローチ、すなわち義務的 CSR が浸透しつつあることについても、説明を加えている。そのうえで、事例研究として選択したガボンとナイジェリアを対象に行った調査手

法（フィールドワークおよびデスクトップ調査）を説明し、本稿の独自性を主張する。

第2章では、自発的 CSR と義務的 CSR という2種類の CSR について、特に歴史的観点から説明する。CSR は、1950年代に西側先進国で自発的な行為として始まり、多国籍企業の世界的展開を通じてアフリカにも広がった。本章では、先進国とグローバルサウスにおける CSR に対する考え方や企業統治システムの違い、そしてそれが CSR の実施にもたらす影響について説明する。2種類の CSR はステークホルダー間関係の違いに帰結するため、本章では両者の共通性と相違点についても検討している

第3章では、ガボンを事例として、義務的 CSR の実態について分析する。同国の CSR 関連法について説明した後、鉱山企業 Comilog 社を対象として行ったフィールドワークの結果を整理する。このフィールドワークでは、同企業に加えて政府や地元コミュニティの調査も実施した。同社の CSR 事業プロジェクトの調査を通じて、ステークホルダー間の意思疎通が不十分であり、それが政府、企業の評価と地元コミュニティの評価の間の大きなギャップにつながっていることが明らかになった。

第4章では、文献研究を通じ、ナイジェリアの義務的 CSR について、石油採掘企業の Shell 社の事例を分析する。ナイジェリアの CSR 関連法と同社の報告書、そして政府の評価枠組みを用いて、同社の CSR プロジェクトを分析する。分析を通じて、3つのステークホルダーの関与のあり方、そして法律の想定と現場の問題とのギャップを明らかにする。調査から、NGO を中心に企業活動に対する強い不満が存在することがわかった。

第5章は、各章の議論をまとめ、リサーチクエスチョンに対する答えを提示する。2カ国の事例研究に基づき、義務的 CSR の成果と課題を明らかにする。義務的 CSR は、両国で企業から収益の一部を提供させることに成功したが、それが地元コミュニティの生計を向上させる方向には必ずしも向かっていないことがわかった。

義務的な CSR は、アフリカで従来型の CSR が直面してきた問題に対応する可能性を持つ。自発的アプローチが実効性を持たなかったことを考えれば、法律を通じた CSR の義務化はステークホルダーの期待に応える可能性がある。しかし、両国の分析から明らかになったように、国家の脆弱性のために、アフリカにおける義務的 CSR の実施は依然として困難に直面している。ガボンでのフィールド調査を通じて、政府の関与不足やミスマネジメントのために住民の生活が改善されず、結果として住民が強い不満を抱いている実態が明らかになった。企業、政府と市民社会との間に対話の機会はほとんどなく、NGO から CSR プロジェクトの状況を報告するという EITI の仕組みも機能しなかった。ナイジェリアにおいても、企業に対するコミュニティの不信感があり、義務的 CSR はコミュニティに歓迎されていない。義務的 CSR の適切な実施には、政府の実効的な関与が不可欠の条件になっている。義務的 CSR は企業から CSR 向けの資金を引き出したという意味で企業行動を変えたが、政府の関与が不適切であるために、本来の目的である住民の生活向上を十分実現できていない。ここに現在の重大な課題がある。

*

アシル・ジルダス・ンドン・ントウトウム（以下、アシル）氏の博士論文に対する審査および最終試験は、2024年7月30日（火）午後3時より、研究講義棟3階の329教室で開催された。審査員の他に10名ほどの聴衆（共同サステイナビリティ研究専攻など博士課程の学生や客員研究員）が参加し、質疑を含め全て英語で行われた。

審査員から、本論文の貢献として次のような点が挙げられた。第1に、CSRに関する議論への貢献である。従来CSRに関する議論はどうしても先進国の事例が中心であったが、本論文はガボンとナイジェリアの実態を深く分析し、アフリカのCSRの実態を具体的に描き出した。特に、ガボンの先行研究はほとんどなく、そこでフィールドワークを実施してデータを収集したことは高く評価される。第2に、CSRの分析において国家／政府の役割を重視したことである。CSRに関する議論では企業の役割が中心になり、それ以外の論点が等閑視される傾向にある。一方、アフリカの義務的CSRという実践においては、政府が重要な役割を担っており、政府の適切な関与なくしてCSRの目的を達成できない。CSRにおける国家／政府の役割を強調したことは、本論文の重要な貢献と言える。

一方、審査員から本論文に対して批判や疑問も提起された。論文に因果関係を示すモデルが組み込まれていないことは、弱点として指摘された。第2章で図示される自発的CSRと義務的CSRに関する議論は、因果モデルではなくメカニズムの図示に過ぎない。住民の生計向上を従属変数とする因果モデルを提示、実証できれば、より大きな貢献ができたとの指摘であった。また、義務的CSRの実施に際しての問題点は摘出したものの、それをどうすれば改善できるのかについてもっと論じられたはずだとの指摘もなされた。明らかになった問題点から仮説に組み込む形で論を立てることができたのではないかと指摘である。さらに、義務的CSRの実施によって引き起こされる可能性がある問題点についても考察が必要だったのではとの指摘もなされた。

以上の指摘に対して、アシル氏は誠実かつ丁寧に返答した。分析には改善できる諸論点が認められるものの、ガボンでのフィールドワークを含め詳細な調査を踏まえた実態解明は、博士論文の水準を十分に満たすとの認識を審査委員は共有した。以上の議論を踏まえ、審査委員は全員一致で、アシル氏の博士論文審査及び最終試験を合格と判断した。

以上。